

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年1月26日午後3時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

8番	吉野 幹雄	9番	澤野 敏久
----	-------	----	-------



議長                    それでは、原案一覧表に基づきまして、第1号議案から第3号議案を上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局                説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

**【議案説明】**

①譲受人は現在、申請地の東側の隣地に住んでいます。申請地はもともと西側の道路ができた際に、その西側の農地から分筆されたものです。平成12年に申請地を含む土地の確定測量が行われていますが、譲受人は申請地が他人の土地との認識がなく自宅駐車場として利用していました。

今回、譲渡人より違反状態を解消したい旨の申出があり両者が合意したため転用申請となりました。

地図資料の3ページ目の土地利用図をご覧ください。申請地は駐車場の一部となっており、雨水は既存の砂利敷き部分で自然浸透します。申請地の使用は現状のままで今回の申請により土地に変更を加えることはないため、周囲への影響はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー（イ）許可をすることができるに該当します。

**【議案説明】**

②貸人は借人である有限会社の事業主で、申請地は借人の事務所の東側にあります。事業を拡大していく中で、従業員及び来客用の駐車場が不足しており、道路からの入り口に近い申請地に駐車をする状況となってしまっていました。今回、違反状

態を解消したいと考えて申請をすることとなりました。

申請地は北側が道路と宅地、東側が雑種地、西側と南側が宅地となっており、隣地に農地はありません。また、汚水・雑排水の排出はなく、雨水については西側水路より南側の既設側溝へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー（イ）許可をすることができるに該当します。

### 【議案説明】

③借人は現在、          で妻と子の3人でアパートで暮らしていますが、この成長につれて手狭となっており、家を建てたいと考えていたところ、父である貸人より申請地に分家住宅を建てることを提案され、今回の申請となりました。

申請地の周囲は北側が宅地、西側が宅地と雑種地、東側は水路、南側は水路と道路となっています。汚水・雑排水は合併浄化槽により処理をして、東側の最終枡から既設排水路へ排出します。雨水についても集水枡から東側の最終枡をへて既設排水路へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー（イ）許可をすることができるに該当します。

続いて議案書の4ページをご覧ください。第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。4ページからをご覧ください。今月の案件は2件です。2件とも相対での利用権設定となります。1番が城東地区、2番が羽黒地区の案件となります。

なお、1番の借人は、新規の利用権設定者のため、事務局と城東地区の吉原委員、小澤委員、日比野委員、奥村推進委員、



覚えがあるんだけど。

議長

今、伊藤委員がお尋ねになったこと、私もお聞きしたかったんですよ。先ほどもちょっと始まる前にもしゃべっておったんですが、今回出てきた議案の [REDACTED] に接道する道路は、まだ公道にはなっていないんじゃないかと。道路認定されて、それで区域決定されて、なおかつ供用開始まで進められた土地ではないんじゃないかと思うんです。もしそうだとすると、建築基準法上の接道要件、これに、私は当てはまらないんじゃないかなと思っております。もし当てはまらないなら、今議論しても仕方ないんじゃないかんで、実際道路になって、建築ができる段階で再度ご申請いただいた方がいいんじゃないかなと私もそこを質問したかったんですがいかがなものでしょう。

この道路については、計都市計画では決定されておりますけれども、そのなかで譲与なり買収はあるかもわからないですが、今は行政財産としてそこ市が持つとる土地なんですよ。行政財産ということで持っているんですが、行政財産イコールそれはすべて道路ではない。やっぱり区域決定して、認定行為を行わなければ道路でないと思うんですが。その区域決定の認定年月日と幅員をお聞かせいただきたいんです。

事務局

ただいま会長からご質問のあったことについてですが、担当の土木になります。そちらの方に1回きちんと確認をした上で、お答えをさせていただきたいのでまたちょっと休憩を挟んだ後に、結果をご報告させていただきます。

そうしましたら、区域変更はいつされたかどうか。もし、区域変更されたならば、その土地の幅員、ちょっと、聞いていただくとわかりやすいかなと。私はまだ都市計画決定だけで、事業認可も、取られてるかどうかわかりませんが、県道から市道に格下げをされて、それは何年か前に格下げされたんで

すが、それはそのままだと思うんですよ。でなおかつ今の道路に面するところはあるけれども、それは行政財産だと。それに続くところは、[REDACTED]の駐車場として、行政財産目的外使用で貸しています。もし道路区域で公道だっていうならば、そんなことは、行政財産目的外使用じゃなくて、専用だとか何とかいう道路法による許可で貸し与えるべきなんです。

それが今現時点で、この前の土地も含めて、行政財産目的外使用で、貸してみえるっちゃうことは、まだ道路にはなっていないんじゃないかと。思いますんでこのとこだけお願いいたします。

他にご意見。ないでしょうか。はい、どうぞ沢野委員。

沢野委員

図示されとるのに市道 [REDACTED] って明記されておるんですけどこれ。この図面自身としては、その12ページですけど公道中心線、市道 [REDACTED] ってもうこれ道路認定されとる道路じゃないすか、でき上がるとるっちゃう、供用開始そのものとしてはわからないんですけど、認定道路にはなるとるんじゃないですかこれ。

事務局

ただいまの会長の質問と沢野委員の方のご指摘なんですけれど、今、沢野委員がおっしゃられた通り、こちらの方はもともとはですね、これは都市計画道路 [REDACTED] ということで、大きい道路で事業の認可を受けたんですけど、平成24年にこれは格下げになって、市道 [REDACTED] ということになっております。当然、こちらの方は用地買収も全部終わっております。

先ほど沢野委員がおっしゃられた通り、こちらの都市計画法も同時申請で、この図面に書いてある通りで、[REDACTED] というふうに、供用開始に当たってないんですけど、こちらの方は建築ができる状態となっております。

議長

そうじゃないかなってことでしょ。事務局長の説明では、都

市計画の内容ではないので、後でそれだけ報告ください。そのほかにないでしょうか。もしなければ地区審議の方に入りたいと思います。いいですか。それではただいまの第1号議案から第3号議案につきまして、地区審議の方をお願いしたいと思います。

午後3時30分 地区審議

午後3時45分 開議

議長 再開をさせていただきたいと思います。まだ遅くなるようでして、正確な報告が来てから、第3号議案については、ご審議をさせていただきたいと思います。そうしますと、第1号議案はちょっと後回しにさせていただきます。第2号議案から、始めたいと思いますがよろしいでしょうか。そうしましたら第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての意見を求めます。

1番につきまして城東地区お願いいたします。

日比野委員 4番、日比野です。先月面談をいたしまして、もうとてもやる気のある方だったので、多分やってくれださると思います。審議の結果と可いたします。

議長 続きまして、2番につきましてよろしくお願いいたします。

澤野委員 6番、澤野です。整理番号2番につきまして、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り委員地区審議の結果発表がありましたので、ここで全委員さんにお諮りをしたいと思います。

第2号議案、別紙申請事項についての意見の決定を、可としてよろしいでしょうか。



## 【全委員 異議なしの声】

議長            それでは本議案につきまして、可と決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。

                  1番から3番につきまして、楽田地区お願いいたします。

伊藤委員        審議の結果1番から3番まで可といたします。

議長            ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

                  第3号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

## 【全委員 異議なしの声】

議長            それでは第3号議案について、可と決定しました。続いて報告事項について事務局より報告をお願いいたします。

事務局            議案書の8ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項の第8号の規定による農地転用届け出書受理について報告いたします。今月の案件は2件となっております。

                  続きまして、10ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届け出書受理について報告いたします。今月の案件は、11ページから12ページになりますが、合計で6件となっております。報告事項については以上でございます。

議長            次第3号議案の方ですね。

事務局

先ほど会長の方から質問のありましたこと、すいません。確認するのに大変時間がかかりまして、申し訳ございませんでした。

土木管理課、都市計画課の方に確認して参りまして、楽田の前面の道路、市道 [REDACTED] という市道名なんですけど、平成25年1月11日に認定区域決定されております。10年以上前の資料で書庫ですとかそういったところを確認していただいたんですけど、内容としては砂利その他のところを含めて、最大19.5メートルの幅員がある部分というところでの確認をさせていただきました。報告させていただきます。

議長

はいありがとうございました。そうするとその接道の部分は、道路区域の中に入ってるということでしょうか。道路幅員がずっと書いてありますよね。道路24.54mって言っても、ずっと24.54mでまっすぐではなくて、細いところも太いところもあります、今の私が言ったところの該当する土地のところも、25.54あるということですね。

事務局

はい、土木管理課と都市計画課の方で確認を取り合い取り合われて、この幅で確認をされたということで、両課に、確認しております。

議長

第1号議案に戻らせていただきます。第1号議案でございますが、農地法第5条の規定による許可申請書、意見決定についての意見の決定を求めます。

小澤委員

1番と2番につきまして、よろしくお願いたします。

澤野委員

6番、澤野です。番号1番、2番につきましては、地区審議の結果課といたします。

議長

そうしましたら、次に3番につきまして、楽田地区お願いい

たします。

伊藤委員　　今、いろんな問題が出ると思うんですが、法的なことまでは細かいことまでちょっとわかりませんが。今後また、問題があるかもしれませんので、そういったデータ問題をすべてクリアした上で可といたします。

議長

それでは今お聞きの通り地区審議の結果がございました。ここで全委員さんにお諮りをしたいと思います。

第1号議案、別紙申請事項について意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは1号議案について、可と決定いたしました。これで本日の議題並びに報告事項について、すべて審議を終わらせていただきました。これをもちまして本日の会議は終わらせていただきます。